

仕 様 書

件名：令和6年度 みなとカメラ制御ソフトウェアライセンス更新

1. 概要

本業務は、関東地方整備局港湾空港部管内におけるみなとカメラを制御（操作）することを目的に、現在、使用しているソフトウェアのライセンスキーを更新するものである。

2. 履行内容及び数量

みなとカメラ制御ソフトウェア ライセンスキー 1式

（操作権制御サーバ 設置場所：①鹿島港湾・空港整備事務所、②東京港湾事務所、③東京空港整備事務所、④京浜港湾事務所、⑤東京湾口航路事務所、⑥首都圏臨海防災センター ⑦千葉港湾事務所 7か所分）

3. 業務内容

新しいライセンスキーを発行し、そのキーを提供するものとする。

なお、使用期間中にプログラム修正等を適用する必要がある場合は保守対応として改めてライセンスキーを提供するものとする。

4. 支給材料及び貸与物件（提供資料）

（1）支給材料 なし

（2）貸与物件 なし

（3）提供資料

・港湾関係監視カメラ制御プロトコル仕様書（国土交通省港湾局）

なお、資料の提供にあたっては、事前に「港湾関係監視カメラ制御プロトコルの取扱いに関する協定」を当局と締結するものとする。

5. 使用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

6. 制御ソフトウェア仕様

現在、みなとカメラで使用中の制御ソフトウェアの仕様は以下による。

（1）カメラ操作機能

操作端末から映像を表示し、かつ次の操作ができる。

1）パン方向・速度

2）チルト方向・速度

3）パン旋回角度単位

4）チルト旋回角度単位

- 5) ズーム方向、フォーカス方向
 - 6) プリセット設定・呼び出し・解除
 - 7) ブレ補正画像処理設定・解除
- (2) レーザ制御機能
- 操作端末から次の操作ができる。
- 1) レーザ照射の ON/OFF、外乱光防止機能 ON/OFF
 - 2) レーザ照射については、次の安全機構を備える。
 - ①地形に応じた、レーザ照射角制限
 - ②連続レーザ照射時間制限
 - ③オペレータが上記制限を解除した場合の安全機構
- (3) カメラ情報表示機能
- 操作端末では次の項目が表示できる。
- 1) リアルタイムカメラ映像
 - 2) パン位置、チルト位置
- (4) システム管理機能
- ログインやシステム設定変更等の履歴を記録し、閲覧ができる。
- (5) 制御コード
- 港湾関係監視カメラ制御プロトコル仕様書に基づいた「港湾関係監視カメラ制御プロトコル」である。

7. 提出物・提出先

ライセンスキーは、操作権制御サーバ 設置場所毎に電子媒体（CD-R又はDVD-R）へ封入し、計7枚提出しなければならない。なお、提出先は以下の通りとする。

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階

国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

8. 検収

当局検査職員の合格をもって検収とする。

9. 支払い

業務完了後、検査に合格したものについて、適法な請求書を受理した日から起算して、30日以内に支払うものとする。

10. その他

(1) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- 1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をおこなうこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- 2) 1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

- 3) 1) 及び2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- 4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。
- (2) 情報管理体制
- 1) 受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報であって、保護を要さない情報であることを発注者が同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、別紙様式を参考に次の履行体制を確保すること。なお、発注者から同意を得た「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」に記載した情報に変更がある場合は、「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について」を提出し、再度発注者の同意を得ること。
- (確保すべき履行体制)
- ・本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
 - ・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
 - ・受注者は、発注者が同意した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等から「指導、監督、業務支援、助言、監査等」を受ける場合であっても、それらの者に本業務で知り得た保護すべき情報について伝達又は漏洩してはならない。
- 2) 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、発注者が同意した場合はこの限りではない。
- 3) 業務履行完了後における本業務で知り得た保護すべき情報に関する資料等の取扱（返却・削除等）については、発注者の指示に従うこと。
- 4) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当部局へ報告すること。なお、国土交通省が行う報告徴収や調査に必ず応じること。
- (3) 本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、両者協議のうえ決定するものとする。

以 上

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

① 情報取扱者名簿 情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。 (※1)

		氏名	住所 (※5)	生年月日 (※5)	会社名・ 所属部署	役職
情報管理責任者 (※2)	A					
情報取扱管理者 (※3)	B					
	C					
業務従事者 (※4)	D					
	E					
再委託先	F					

(※1) 受注者における情報取扱者の範囲については、必要に応じ受発注者間で協議すること。

(※2) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

(※3) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本工事で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

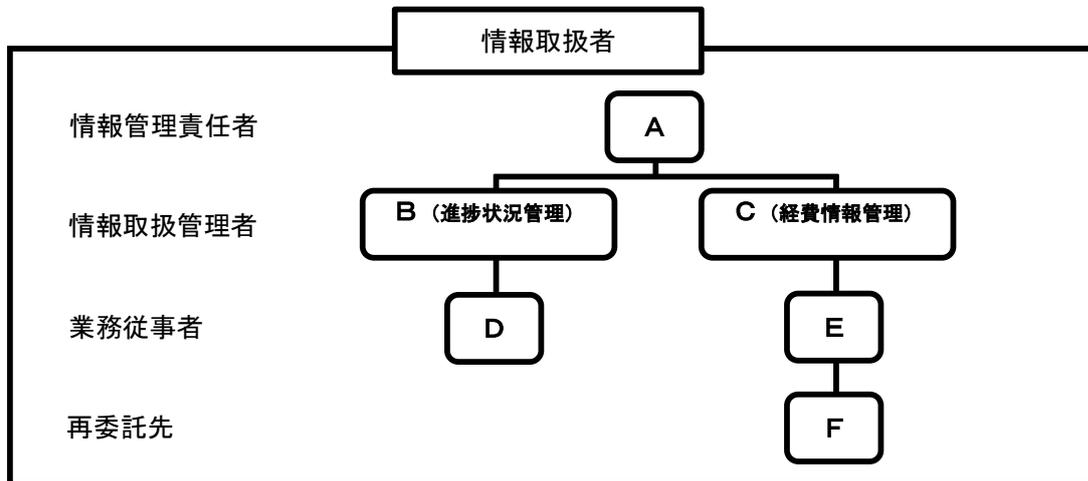
(※5) 住所及び生年月日が記載されている書類を発注者に対して提示することをもって様式の提出に代えることができる。

ただし、発注者の求めに応じて再度提示できるよう適切に当該書類を保管すること。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

なお、報告の方法については、受発注者間で協議して決定することができる。

② 情報管理体制図 (例)
(例)



③ その他

- ・ 別途提出している資料により必要な情報を確認できることを当局係官が認める場合には、当該資料で代用することができる。
- ・ 可能な範囲で、社内で定める情報管理規則等の内規を別途添付すること。
- ・ 必要に応じ、追加で資料の提出を求める場合がある。

(別紙 2)
令和 年 月 日

港湾空港防災・危機管理課長 あて

受注者 住所
名称

令和 年 月 日付で提出した「情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別紙1）」について、別添のとおり変更したので、同意されたく申請します。